

149 回 稲門フィラテリー切手教室 レジュメ

2019 年 3 月 2 日

下総國の郵便印

浅木 福夫 日本郵趣協会・茂原支部



1999 年発行 国際文通週間

葛飾北斎 富嶽三十六景《上総ノ海路》

稲門フィラテリー切手教室 2019

2019.3.2 於新宿北郵便局会議室

「下総國の郵便印」

日本郵趣協会・茂原支部

浅木福夫

-
1. 下総国
 2. 郵便印
 3. 下総國から千葉縣へ
 4. 下総國・二重丸印チェックリスト①
 5. 下総國・二重丸印チェックリスト②
 6. 郡名変更
 7. 縣名変更
 8. これからの楽しみ方
 9. 参考文献

1. 下総國

現在の千葉県は、旧國名「下総」、「上総」、「安房」の3國から成っています。遠く大和朝廷からは、「^{ちきのくに}総國」として認識されており、黒潮に乗り外房側から拓かれて行ったために、南東側が「上総」、北西側が「下総」となり、後に「上総」から「安房」が分離して3國体制になっています。

2. 郵便印

- ①不統一印・・・全国的には、明治4年から8年頃まで使用されましたが、下総國では明治5年7月から使用され、現在では75局が確認されています。
- ②記番印・・・明治7年12月から9年頃まで使用されました。主として抹消印として使われました。下総國では、「ハ」が割り当てられ1番「松戸」から43番「神崎」迄が配備されました。
- ③二重丸印・N1/K型・・・明治7年に集中して使用されました。下総國では千葉と行徳の2局だけの消印です。
千葉局・・・明治7年5月1日～11月29日
行徳局・・・明治7年4月1日～10月25日
- ④二重丸印・KG型・・・明治7年から21年8月迄使用。当初は不統一印や記番印の差立証示印として使用され、後には抹消印専用として使われた。便号が無い為に、1日1便の局では長期間使用された。現在まで107局が確認されています。
- ⑤二重丸印・KB2型・・・明治9年から使われていたが、下総國では明治19年から20年にかけて、KG型に取って代わって使用されました。
1日1便の小局では、KB2型を必要としなかったのか採用していない局が有ります。
- ⑥大型ボタ印・・・明治14年9月から21年8月迄使用、下総國では千葉局のみ使用。
初期使用一・19年12月3日が確認されています。
後期使用一・21年8月18日が確認されています。
- ⑦二重丸印・N3B3型・・・大型ボタ印の証示印として使用。ボタ印使用の千葉局への配布は、19年9月(通信広報48号明治19年11月20日)

3. 下總國から千葉縣へ

当時、下總國は11郡に、20の藩及び他国藩の飛地、旗本領地、天領、寺社領(香取神宮・成田山等)などが点在していた。

〔佐倉藩、関宿藩、古河藩、結城藩、生実藩、高岡藩、小見川藩、多胡藩、曾我野藩、その他、徳川家の江戸入府に随行してきた駿河、遠江の武家領地、陸奥仙台上総一宮藩などの飛地、一ツ橋徳川家領等々があった〕

① 廃藩置県・府県統合

明治4年7月14日「廃藩置県」 下總10県・上總12県・安房4県

11月14日「第1次府県統合」 下總・東総3郡(香取・匝瑳・海上)は新治縣になる等、縣の統合が進んだ

明治6年6月15日「千葉縣」誕生 印旛縣と木更津縣が合併 (県民の日)

明治8年5月7日 「第2次府県統合」 新治縣の廃止に伴い以下の様に移行
下總・東総3郡(香取郡・匝瑳郡・海上郡)は千葉縣に編入された。

利根川・旧利根川以北は茨城縣となる

※結城郡・豊田郡・岡田郡・猿島郡4郡

※葛飾郡の一部(古河・中田等、後の西葛飾郡)

※相馬郡の一部(取手・藤代・布川等、後の北相馬郡)

江戸川以西は埼玉縣となる

※葛飾郡の一部(西宝珠花、後の中葛飾郡)

この時点で、ほぼ **現在の千葉縣** になる

② 明治11年11月2日「郡区町村編成法」

千葉縣管下の「葛飾郡」を「東葛飾郡」と改称

「相馬郡」を「南相馬郡」と改称

「埴生郡」を「下埴生郡」と改称

明治11年12月2日

茨城縣管下の「葛飾郡」を「西葛飾郡」と改称

「相馬郡」を「北相馬郡」と改称

明治12年3月17日

埼玉縣管下の「葛飾郡」を「中葛飾郡」と改称

4. 下総国・二重丸印チェックリスト①

No. 4

千葉郡		◎KG	KB2
1.	千葉 記 29		
2.	検見川 記 31		
3.	●馬加 記 30		
4.	大和田 記 22		
5.	曾我野 記 32		
6.	濱野 記 33		
7.	中野		
8.	★川井		
9.	★野田		
10.	★横橋		
11.	●薬園台新田		
印旛郡		◎KG	KB2
12.	佐倉 記 24		
13.	臼井 記 23		
14.	白井 記 13		
15.	瀬戸		
16.	大森 記 16		
17.	木下 記 15		
18.	★笠神		
19.	★畔田		
	★畔田/内四街道		
20.	馬渡		
21.	★用草		
22.	★八街		
	八街/内実住		
	八街村実住		
23.	十倉/内両国		
	十倉村両国		
24.	酒々井 記 25		
25.	●七栄		
26.	●北須賀		
匝瑳郡 M8.5.7 移行		◎KG	KB2
27.	八日市場 記 28		
28.	野手		
29.	尾垂惣領		
30.	飯倉		
31.	★松山		
32.	太田		
海上郡 M8.5.7 移行		◎KG	KB2
33.	網戸		
34.	★清滝		
35.	★椎名内		
36.	飯岡		
37.	●三宅		
38.	銚子荒野 記 41		
39.	●松岸		
40.	野尻 記 40		
香取郡 M8.5.7 移行		◎KG	KB2

41.	萬歳		
42.	石出		
43.	須賀山		
44.	小見川 記 20		
45.	府馬		
46.	鏑木		
47.	多古 記 27		
48.	●篠本		
49.	★本三倉		
	★久賀村/内本三倉		
	★久賀/内本三倉		
	★久賀村本三倉		
50.	東松崎		
51.	津宮		
52.	佐原 記 19		
53.	三島		
54.	大戸川		
55.	●上須田		
56.	伊能		
57.	神崎 記 43		
58.	高岡		
59.	滑川 記 18		
60.	●金江津		
豊田郡		◎KG	KB2
61.	水海道 記 8		
62.	新石下		
63.	●新宗道 記 9		
	本宗道		
猿島郡		◎KG	KB2
64.	岩井 記 39		
65.	境 記 4		
66.	★仁連		
	仁連町		
67.	諸川 記 5		
68.	沓掛		
結城郡		◎KG	KB2
69.	平塚		
70.	結城 記 6		
71.	久保田		

(東)葛飾郡 M11.11.2 改称		葛飾郡 ◎KG	東葛飾郡 ◎KG	KB2
72.	船橋 記 21			
73.	行徳 記 11			
74.	八幡 記 12			
75.	鎌ヶ谷 記 14			
76.	市川			
77.	松戸 記 1			
78.	小金 記 36			
79.	柏村			
80.	★加村			
	★流山加村			
	流山 記 2			
81.	野田 記 34			
82.	山崎			
83.	中里			
84.	東宝珠花			
85.	●江戸町			
	関宿			
86.	関宿向河岸			
	向下河岸			
87.	●木野崎			
(西)葛飾郡 M11.12.2 改称		葛飾郡 ◎KG	西葛飾郡 ◎KG	KB2
88.	古河 記 7			
89.	中田 記 10			
90.	★木ノ崎			
(中)葛飾郡 M12.3.17 改称		葛飾郡 ◎KG	中葛飾郡 ◎KG	Kb2
91.	西宝珠花 記 3			
(南)相馬郡 M11.11.2 改称		相馬郡 ◎KG	南相馬郡 ◎KG	KB2
92.	我孫子 記 37			
93.	布施			
94.	泉村			
95.	布佐			
96.	●中峠			
(北)相馬郡 M11.12.2 改称		相馬郡 ◎KG	北相馬郡 ◎KG	KB2
97.	布川 記 42			
98.	藤代 記 38			
99.	取手			
100.	守谷			
101.	●山王			
102.	●菅生			
(下)埴生郡 M11.11.2 改称		埴生郡 ◎KG	下埴生郡 ◎KG	KB2
103.	安食 記 17			
104.	大竹			
105.	成田 記 26			
106.	荒海			
107.	駒井野/内三里塚			
	駒井野村三里塚			

下 總 國

[二重丸印 KG 型]

もりや
守谷

明治20年

そうまぐん
相馬郡



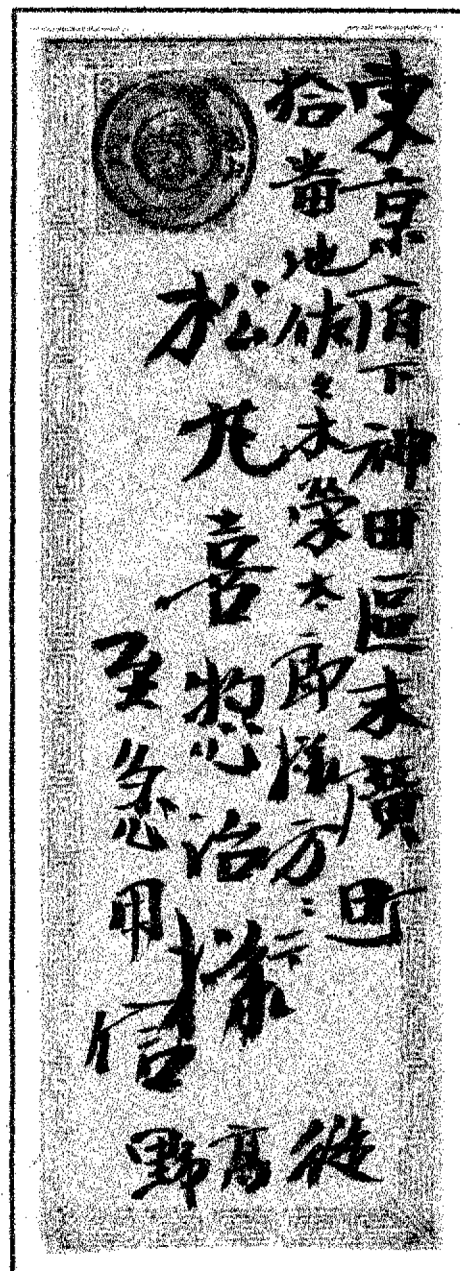
差立証示印：KG 型 守谷・下總・相馬・一・八

明治11年12月2日に北相馬郡に郡名変更したが
消印の郡名変更はされていない



到着印：N3B3 型 東京・二〇・一・九・イ

宛名の「松丸喜惣治」氏は、花野井村(現・柏市)の
豪農で、幕末の尊王攘夷思想の水戸天狗党の乱では
同じく豪農の吉田甚左衛門共々、天狗党に軍資金を
強要されている



[守屋]

明治11年 7月15日 五等郵便局 設置
明治15年 3月16日 四等郵便局
明治19年 4月26日 三等郵便局

5. 下総国・二重丸印チェックリスト②

No. 5

(東)葛飾郡 M11.11.2 改称		葛飾郡 ◎KG	東葛飾郡 ◎KG	KB2
72.	船橋 記 21			
73.	行徳 記 11			
74.	八幡 記 12			
75.	鎌ヶ谷 記 14			
76.	市川			
77.	松戸 記 1			
78.	小金 記 36			
79.	柏村			
80.	★加村			
	★流山加村			
	流山 記 2			
81.	野田 記 34			
82.	山崎			
83.	中里			
84.	東宝珠花			
85.	●江戸町			
	関宿			
86.	関宿向河岸			
	向下河岸			
87.	●木野崎			
(西)葛飾郡 M11.12.2 改称		葛飾郡 ◎KG	西葛飾郡 ◎KG	KB2
88.	古河 記 7			
89.	中田 記 10			
90.	★木ノ崎			
(中)葛飾郡 M12.3.17 改称		葛飾郡 ◎KG	中葛飾郡 ◎KG	Kb2
91.	西宝珠花 記 3			
(南)相馬郡 M11.11.2 改称		相馬郡 ◎KG	南相馬郡 ◎KG	KB2
92.	我孫子 記 37			
93.	布施			
94.	泉村			
95.	布佐			
96.	●中峠			
(北)相馬郡 M11.12.2 改称		相馬郡 ◎KG	北相馬郡 ◎KG	KB2
97.	布川 記 42			
98.	藤代 記 38			
99.	取手			
100.	守谷			
101.	●山王			
102.	●菅生			
(下)埴生郡 M11.11.2 改称		埴生郡 ◎KG	下埴生郡 ◎KG	KB2
103.	安食 記 17			
104.	大竹			
105.	成田 記 26			
106.	荒海			
107.	駒井野/内三里塚			
	駒井野村三里塚			

6. 郡名変更

下 總 國

明治12年

[二重丸印 KG 型]

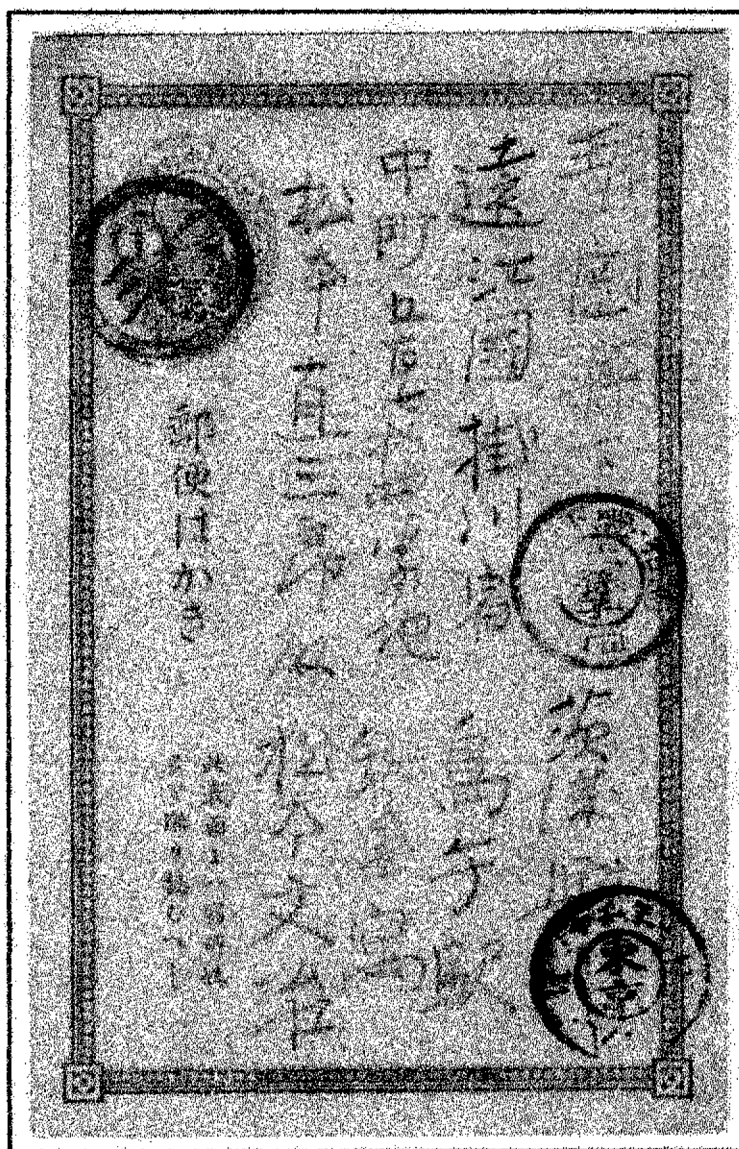
あ び こ
我孫子そうまぐん
相馬郡

差立印：KG 型

我孫子・下總・相馬・4・28



起番印：ハ 三七号(我孫子)

明治11年11月2日、千葉縣の
相馬郡を、南相馬郡と改称

到着印 N2B2 型

東京・12年4・28・は

[我孫子]

明治 6年 一月 一日郵便取扱所 設置

明治 8年 1月 1日五等郵便局

明治14年 4月 一日四等郵便局

明治19年 4月26日三等郵便局

7. 縣名変更

下 總 國

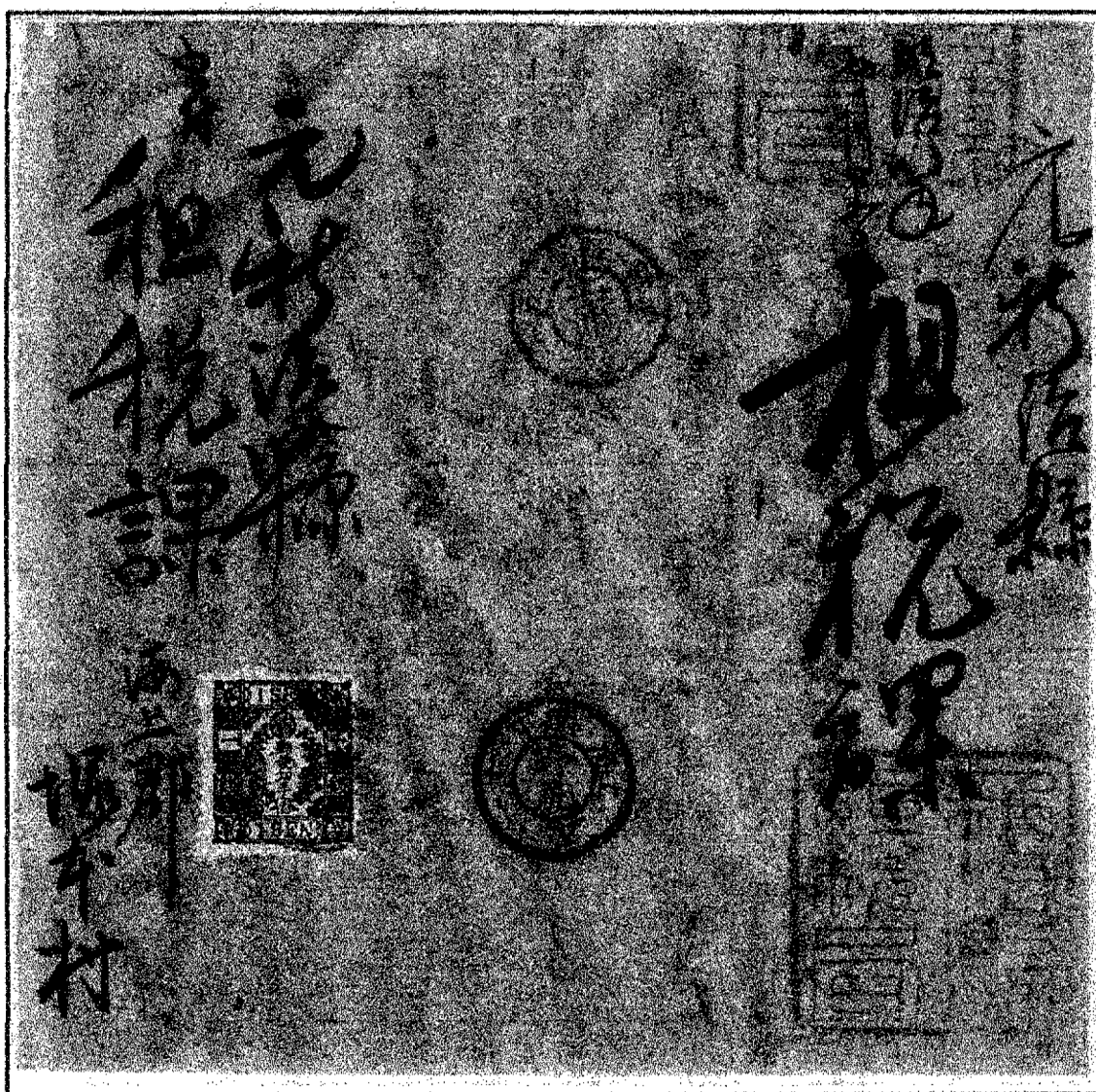
[二重丸印 KG 型]

のじり
野尻明治8年
(書込)かいじょうぐん
海上郡

到着印：KG型

野尻・下總・海上・5・17

元新治縣租税課差立の手紙(新治縣消滅後9日目)



桜洋紙カナ入り 一銭青子

差立抹消印：記番印 二 第五号

証示印：KG型 土浦・常陸・新治・5・15

[野尻]

明治 5年 7月 1日郵便取扱所 設置
 明治 8年 1月 1日五等郵便局
 明治14年 6月15日四等郵便局
 明治19年 4月26日三等郵便局

新治縣：明治4年12月25日～明治8年5月6日
 明治8年5月7日利根川以北6郡を茨城縣とし、
 利根川以南3郡を千葉縣とした
 3郡：香取郡；海上郡；匝瑳郡

8. これからの楽しみ方・寄り道のすすめ

① 新郡名の登場

郡名改称の決定と同時に、消印上の郡名変更がなされた訳ではない模様であり、郵便物及び郵便資料から、変更期日を特定する作業が考えられる。

◎「郡区町村編成法」明治11年11月2日

「東葛飾郡」・・・16局 船橋、行徳、八幡、松戸、野田など

「南相馬郡」・・・5局 我孫子、布施、泉村、布佐、中峠

「下埴生郡」・・・5局 安食、大竹、成田、荒海、駒井野村三里塚

② 新治縣の消滅と、千葉縣への編入

◎「第2次府県統合」明治8年5月7日

「香取郡」「海上郡」「匝瑳郡」の東総3郡が、千葉県に編入される事になったが、縣名は消印に反映される事項では無い。従ってこちらも郵便物及び公文書類からその歴史的事実を確認証明する楽しみが残された。

9. 参考文献

※「二重丸印チェックリスト・関東地方の部」 二重丸印友の会

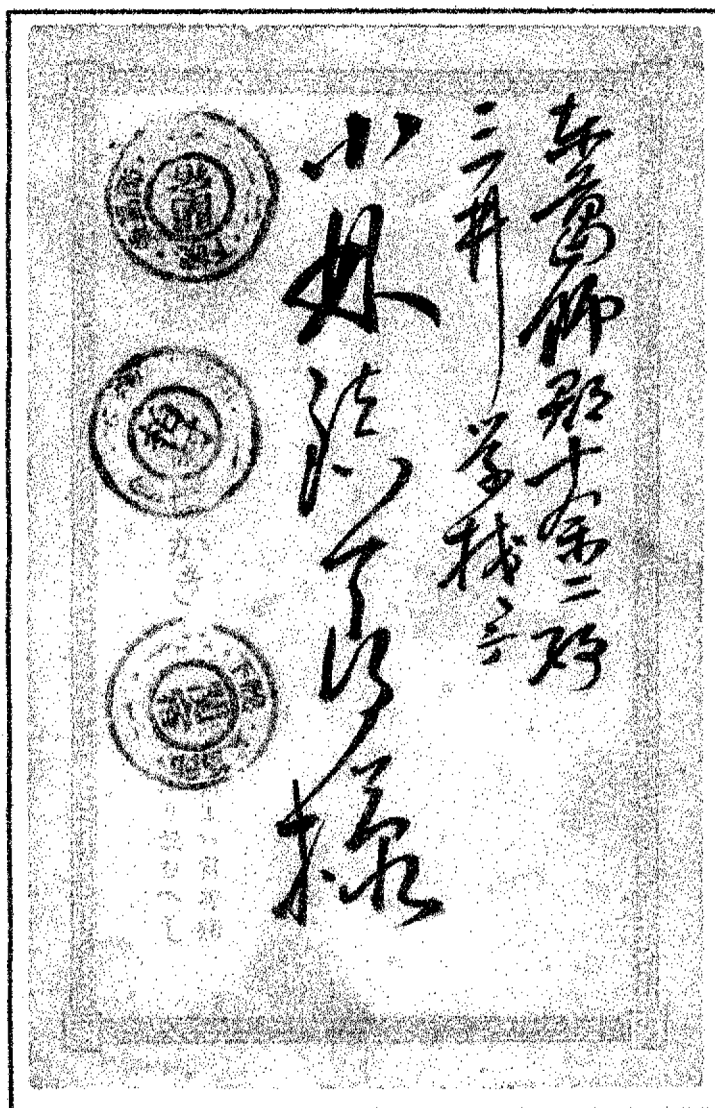
※「明治郵便局録」 鳴美

※「日本郵便印ハンドブック」 日本郵趣協会

※「千葉県史」 千葉県

下 總 國

[二重丸印 KG 型]

せきやど
関宿かしわむら
柏村ひがしかつしかぐん
東葛飾郡差立証示印：KG 型
関宿・下總・東葛飾・一・一二到着印：KG 型
柏村・下總・東葛飾・一・一四明治11年11月2日 千葉県内
の葛飾郡を東葛飾郡と改称した

【江戸町】 【関宿】

明治 7 年	11 月	1 日	郵便取扱所 設置
明治 8 年	1 月	1 日	五等郵便局
明治 9 年	一 月	一 日	四等郵便局
明治 15 年	8 月	15 日	【関宿】と改称
明治 19 年	4 月	26 日	三等郵便局

【柏村】

明治 13 年	5 月	20 日	五等郵便局 設置
明治 18 年	6 月	30 日	廃止

関宿：江戸時代には譜代大名の「関宿藩」6万石があった。利根川と江戸川の分派する水運の要衝にあり、川の関所を抱えていた為、諸藩の暴力行為や横暴な振る舞いに悩まされた。水戸藩と彦根藩の江戸川事件は、江戸の評定所を巻き込む300名が対峙する大事件となり、彦根藩主井伊大老暗殺の「桜田門外の変」の導火線となった事件として有名である。